

65歳以上の方へ

補聴器の購入費用を助成します

聴力低下による認知症やフレイル(加齢による心身の衰え)の進行を予防し、社会参加や地域交流の促進を図るため、補聴器の装用が必要と医師に認められた65歳以上の方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

- たつの市に住所を有する満65歳以上の方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- 両耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴であって、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用の必要性が認められた方
- 令和6年4月1日以後に補聴器を購入される方
- 過去にこの事業の助成を受けていない方

助成内容

20,000円を上限として、1人1回限り助成します。

- ◆ 補聴器本体の購入にかかる費用が対象
- ◆ 20,000円を下回った場合は、その金額
- ◆ 付属品、送料、診察料、文書料等は対象外
- ◆ 故障・修理、メンテナンスなどは対象外
- ◆ 集音器は対象外

【問い合わせ先】

たつの市 高年福祉課 高年福祉係

TEL:0791-64-3152 FAX:0791-63-0863

補助金交付決定前に購入した補聴器は補助対象外です。事前にご相談ください。

【申請の流れは、裏面をご覧ください】

① 市役所へ相談する

高年福祉課、各総合支所地域振興課の窓口にて対象要件等の確認を行い、高齢者補聴器購入補助金交付申請書及び医師意見書をお渡しします。

② 耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、聴力レベル等の検査を受けてください。
補聴器の使用が必要と認められた場合は、医師意見書にて証明を受けてください。

※受診料、検査料、文書料は自己負担です。

③ 補聴器を選ぶ

医師意見書に記載の聴力レベル等を基に、購入する補聴器を検討し、補聴器取扱事業者に見積書(金額・型番のわかるもの)の発行を依頼してください。

※見積書の宛名は、補聴器を装用するご本人氏名で発行してください。

※補聴器はインターネットでも購入できますが、購入後の申請は認められません。

必ず購入前に見積書の発行を依頼してください。

※集音器は補助対象外となりますので、ご注意ください。

※補聴器購入前後の調整やメンテナンスを考慮し、補聴器販売店舗窓口にご相談されることをお勧めします。

④ 申請・決定

下記3点を高年福祉課又は各総合支所地域振興課窓口へご提出ください。

- 高齢者補聴器購入補助金交付申請書
- 医師が発行した証明書(②で取得したもの)
- 補聴器の見積書(③で取得したもの)

申請内容を確認し、2週間程度で高齢者補聴器購入補助金交付決定通知書及び高齢者補聴器購入補助金請求書を送付します。

⑤ 補聴器を購入する

決定通知書が届いたら、速やかに補聴器を購入し、補聴器取扱事業者から領収書の発行を受けてください。

※領収書の宛名は、補聴器を装用するご本人氏名で発行してください。

※領収書に金額・型番が明記されていることを確認してください。

⑥ 補助金を請求する

下記2点を高年福祉課又は各総合支所地域振興課窓口へご提出ください。

- 高齢者補聴器購入補助金請求書
- 補聴器を購入した領収書(写し)

請求書を市が受理した翌月末を目安に補助金を支給します。